

審査基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第2条第1項
処 分 の 概 要：質屋の許可
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
<p>法令の定め：</p> <p>質屋営業法第3条第1項（許可の基準）、 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続） 第2条、第3条（質屋の許可の申請） 第3条の2 （心身の故障により業務を適正に行うことができない者）</p>
<p>審査基準：</p> <p>質屋営業法第3条第1項各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待することができるときに許可する。</p>
<p>標準処理期間：</p> <p>50日</p>
<p>申請先：</p> <p>営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）又は生活安全第二課の窓口に提出してください。</p>
<p>問い合わせ先：</p> <p>北海道警察本部生活安全部保安課質屋・古物係 （電話011-251-0110）</p> <p>営業所を管轄する各方面本部生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110））</p>
備 考：